



平成 29 年 3 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ
代表者名 代表取締役社長 リム・キム・リン
(コード番号 9704 東証第 1 部)
問合せ先 取締役 C F O 佐藤 暢 樹
(T E L . 0 3 - 3 4 3 6 - 1 8 6 0)

支配株主等に関する事項について

当社の支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 支配株主等の商号等

(平成 28 年 12 月 31 日現在)

| 名称 | 属性 | 議決権所有割合 (%) | | | 発行する株券が上場されている金融商品取引所等 |
|--------------------------|----------|-------------|-------|-------|------------------------|
| | | 直接所有分 | 合算対象分 | 計 | |
| ファー・イースト・グローバル・アジア・リミテッド | 親会社 | 40.13 | 0.00 | 40.13 | — |
| アジア・ランド・リミテッド | 親会社 | 0.00 | 40.13 | 40.13 | — |
| ファー・イースト・グローバル・アジア株式会社 | その他の関係会社 | 10.88 | 0.00 | 10.88 | — |

2. 支配株主等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称及びその理由

| 名 称 | その理由 |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ファー・イースト・グローバル・アジア・リミテッド | ① 同社は当社の株式 110,683 千株 (議決権比率 40.13%) を保有するため。 ② ファー・イースト・グローバル・アジア・リミテッドは当社の株式 110,683 千株 (議決権比率 40.13%) を保有するほか、同社と出資、資金などにおいて緊密な関係があることにより同社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権の割合が 50%超であるため。 |

3. 支配株主等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と支配株主等との関係

ファー・イースト・グローバル・アジア・リミテッド（所在：英領西インドケイマン諸島/ 資本金 39,080 千米ドル/ 投資持株会社（以下、「F E G A社」と言います。）は、当社の直接の親会社であります。アジア・ランド・リミテッド（所在：英領西インドケイマン諸島/ 資本金 2 米ドル/ 投資持株会社）は、F E G A社の発行済株式の 74.41%を所有しており、当社に対する議決権の 40.13%を間接所有する親会社であります。また、ファー・イースト・グローバル・アジア株式会社（所在：東京都港区/ 資本金 10 万円/ 投資持株会社）は、当社に対する議決権の 10.88%を所有するその他の関係会社であります。

F E G A社と当社との関係は、同社の投資活動による当社株式の保有という資本関係の他、取締役ウィニー・チュウ・ウィン・クワンの派遣をうけておりますが、その他の人的関係はございません。ファー・イースト・グローバル・アジア株式会社の代表取締役であるホーン・チョン・タは、当社の取締役を兼務しておりますが、その他の人的関係はございません。

兼任取締役は 2 名の他 1 名が当社親会社 F E G A社に関係した会社の取締役を兼務しておりますが、当社取締役会は多数決のもとに運営されているため、支配株主等からの独立性は確保されていると認識しております。

4. 支配株主等との取引に関する事項

該当事項はありません。

5. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社では、現在、支配株主等との間に取引はなく、コーポレート・ガバナンスの観点から、支配株主等が当社に対し大きな影響を与える特別な関係にはありません。今後、取引が発生した場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件で実施するとともに、当社取締役会での審議を経たうえ、他の株主の利益を保護するよう適切に対応することとします。

なお、当社は、平成 28 年 12 月 16 日付「未解決となっていた改善措置に係る合意に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、改善項目のうち未解決であった（1）役員体制の刷新、（2）当時の経営陣への責任追及、（3）オーナーシップの問題に関して親会社である F E G A社および同社の代表であるデビッド・チュウ氏との間で合意に至りました。

そのため、当社では、今後、支配株主等との間で、平成 29 年 3 月 29 日開催予定の第 79 回定時株主総会にて承認可決されることを条件として、平成 29 年 2 月 24 日付「特定の株主からの自己株式取得に関するお知らせ」に記載する自己株式の取得を実施いたします。

なお、当社は、独立役員である社外監査役遠藤新治氏から、本自己株式取得は当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書を取得するだけでなく、本自己株式取得に係る交渉・意思決定過程の手续として、適宜、当該支配株主と利害関係のない取締役 5 名及び監査役 2 名（うち社外監査役 1 名）が十分な審議を行ったうえで平成 29 年 2 月 24 日に取締役会を開催し、当該支配株主と利害関係のない取締役 5 名及び監査役 2 名（うち社外監査役 1 名）が参加の上、以下の内容を確認し、十分な審議を行い、決議を行っております。

以 上